

マレーシア・サバ州における森林管理の 変遷と地域住民の生業変容

内 藤 大 輔 *

Changing Forest Landscape and Local Communities in Sabah, Malaysia

NAITO Daisuke*

Abstract

Sabah, Malaysia, was one of the first regions in Southeast Asia to have experienced large-scale commercial logging. In this paper, the author investigates the drastic change of forest landscape and its impact on the subsistence activities of local communities in order to evaluate the effects of commercial logging. The analysis was conducted through interviews with villagers and collection of data on historical changes of land use in the research area. Before the 1950s, villagers customarily gathered forest products and engaged in swidden agriculture. From the 1960s the area was demarcated as a forest reserve, and logging companies conducted massive logging. This logging had an impact on the villagers' livelihood, as many of the villagers worked as logging workers. However, in the 1990s, after forest resources were depleted, the Forestry Department implemented strict control of forest resources—especially after it introduced the forest certification scheme. Villagers became restricted in their use of the forest. The paper concludes that in the post-commercial logging area, without securing tenure rights over their customary land, villagers face difficulty earning sufficient income, and conflict may arise over the use of forest resources and land.

Keywords: commercial logging, forest certification, Sabah, Orang Sungai, enclosure, rural communities

キーワード: 商業伐採, 森林認証制度, サバ州, オラン・スンガイ, 囲い込み, 地域住民

I は じ め に

東南アジア地域ではこれまで熱帯林の過剰な商業伐採に際し、国や伐採企業と地域住民との間で、土地や森林資源を巡る数多くの対立が生じてきた [Hong 1987; Brosius 1999; 金沢 2012]。

* 国際林業研究センター; Center for International Forestry Research, Jalan CIFOR Situ Gede, Sindang Barang, Bogor (Barat) 16115, Indonesia
e-mail: dnaito@gmail.com

近年では、商業伐採に加えて、アカシアやアブラヤシのプランテーションの拡大など急速に森林資源の減少が進むなか、様々な森林保全のための政策が導入されている。一方で、森林保護区の拡大、森林認証制度や REDD+ といった市場誘導型の森林管理制度の実施が、森林に依存して暮らす人びとに様々な影響をあたえている [佐藤 2002; 市川他 2010; 内藤 2010a]。

本稿で調査対象とするマレーシア・サバ州¹⁾は、東南アジアにおける熱帯材輸出の中心的地域であり、英領期の 20 世紀初めから木材伐採が始められ、特に第二次大戦後に商業伐採が急増し、州の主要な輸出産品として丸太、木材製品などが日本などへ輸出されるようになった。短期の伐採契約に基づくコンセッション林業は不適切な森林伐採を助長するとの指摘の通り [関 2001: 39]、サバ州においても伐採会社による短期的な利益を最大化しようとする無秩序な伐採は、急激な森林資源の減少をもたらした。そのため、サバ林業局は、持続的な森林管理を目指し、1990 年代から森林認証制度など様々な政策²⁾を導入してきた。1993 年の原木丸太の輸出禁止以降、丸太の輸出量は減少しているものの、製材、合板などの木材加工産業での雇用は増えており、³⁾ 木材輸出量の半分を合板が占め [立花 2003]、林業は依然として重要な産業の 1 つである。

サバ州の商業伐採が地域住民に与える影響については、林業や林政を概観する研究、植民地期の林業史 [都築 1999a]、ロイヤルティ制度についての研究 [立花 2000] など、森林伐採の制度や経済的な研究のなかで触れられてきた。本稿では、東南アジアでも比較的早く大規模な商業伐採が始まったマレーシア・サバ州において、森林地域に暮らす人びとが森林景観の急激な変遷にどのように対応して暮らしてきたのかを明らかにすることを目的としている。調査は、サバ州の代表的な森林施業地域であるキナバタンガン川流域に位置する D 保存林⁴⁾に隣接する村で 2006~08 年の間に実施した。この地域では 1950 年代から大規模商業伐採が始まり、1997 年にサバ林業局がマレーシアで初めて、国際的な森林認証制度⁵⁾の 1 つである森林管理協

-
- 1) サバ州は 1881~1941 年まではイギリス北ボルネオ勅許会社、1941~45 年までは日本軍占領下にあったが、第二次世界大戦終戦後は、1946 年からイギリス領北ボルネオとして直轄植民地となり、1963 年にマレーシア連邦に加盟後、サバ州と呼ばれるようになった。
 - 2) たとえばサバ林業局は 1997 年以降、州独自の持続的な森林管理協定 (Sustainable Forest Management License Agreement) を結んだ伐採事業者に対して 100 年間にわたる長期伐採契約を付与するという政策を導入している。
 - 3) 1990~2000 年の間に 5.7 万人から 9.4 万人に増加している。またサバ州の合板生産量は 1980 年には 1 万立方メートルであったものが、2000 年には 280 万立方メートルにまで拡大している [立花 2003]。
 - 4) 英語では forest reserve、マレー語では hutan simpan。保存林にはさまざまな利用形態があり、D 保存林は商業伐採を行うための森林として区画されている。
 - 5) 森林認証制度は、熱帯林の破壊・劣化問題を契機として生まれた制度である。生態系を保全し、社会的利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理がなされている森林かどうかを一定の基準に照らして、独立の第三者機関が評価・認定を行う [Nussbaum 2000]。

議会⁶⁾ (Forest Stewardship Council: FSC) による森林管理認証を取得している。

以下、まず II 章で調査村の概況を、次に III 章で地域住民の商業伐採への関わりについて説明し、IV 章では彼らの土地利用がどのように変化してきたのかを詳述し、村人の生業について商業伐採の開始以前から森林認証制度の導入とその後の過程までを時系列に沿って考察した。

II 調査地概況

1. 村の位置および自然条件

サバ州の面積は約 7.3 万平方キロメートルあり、マレーシアの全国土面積の 22.3 パーセントを占める。サバ州北東部には州最長のキナバタンガン川が流れ、その長さは 560 キロメートルに及ぶ。上流域は森林に覆われた高地、山地が多く、下流域は氾濫原が広がり、1970 年代まで混交フタバガキ林に覆われていた。しかし近年の森林開発とアブラヤシ園開発により、その環境は大きく変化してきている。

調査を行った W 村は、キナバタンガン河中流域に位置する。村へはキナバタンガン郡の郡役所のあるブキット・ガラム (Bukit Garam) をタワウ方面へ車で 30 キロメートルほど南下し、TH 社のアブラヤシ園内の作業道を 60 キロメートルほど西に向かう。2004 年に TH 社によってアブラヤシ園が開かれ、園内の作業道が W 村の南側まで拡張されたことで、W 村まで直接車で乗り入れることが可能となった。

W 村の北部は D 保存林に面し、1960 年代～1980 年代まで大規模な伐採キャンプが設置されていた (図 1)。W 村には小学校、モスク、集会場などがあり、川に沿って、家屋が建ち並び、村人は頻繁におきる洪水による冠水を避けるため高床式の住居に居住していた。現在の主な生業はラタンをはじめとする森林産物採集、陸稲耕作や野菜栽培、漁撈などである。W 村に隣接する D 保存林のデータによると、このあたりの年間降水量は 3,000～3,500 ミリで、サバ州ではもっとも降水量の多い地域の 1 つである。植生は *Shorea leptoclados*, *Dryobalanops lanceolata*, *Dipterocarpus caudiferus* が優占する低地混交フタバガキ林である [Sabah Forestry Department 2005: 7-13]。

6) 森林管理協議会 (FSC) は 1993 年にカナダのトロントで、木材企業・環境 NGO・先住民団体などによって設立された非政府・非営利組織で、環境保全が適切に実施され、社会的な利益にかなない、経済的にも維持可能な森林管理を目指して活動している。本部は当初メキシコのオアハカに、現在はドイツのボンに置かれている。FSC についての研究は、梶原 [2000]、梶原・淡田 [2004] に詳しい。



図1 調査地域 地図

2. オラン・スンガイと W 村の歴史

W 村にはオラン・スンガイ⁷⁾の人びとが多く暮らしている。オラン・スンガイとはマレー語で河の民を意味し、サバ州の東部サンダカン県を中心とした河川周辺に暮らしてきた人びとの総称である。調査村である W 村の名前は、村の中心部を流れる W 川の名前に由来し、W 川の名前は、スンガイ語でワラッド (walad) と呼ばれる竹で作られた漁具 (梁の一種) の名前に由来している。村人からの聞き取りによれば、W 村の歴史は少なくともスルー王国のスルタンの統治時代⁸⁾に遡り、その頃よりイスラームに帰依したという。W 村の旧家には、少なくとも 8 代は遡れるという世帯もあった。英領期⁹⁾には、人頭税や船税の徴収が厳しかったと

7) 1970 年の人口センサスによればサバ州全土のオラン・スンガイ人口は 1 万 7,687 人で、キナバタンガン郡においては「他の先住民 (other Bumiputra)」1 万 1,283 人に対し、オラン・スンガイ人口は 8,324 人であった。1980 年以降、オラン・スンガイは、「他の先住民」に含められた。2010 年のキナバタンガン郡における「他の先住民」の人口は 2 万 2,078 人であった [Malaysia, Department of Statistics 2010: 369]。

8) スルー (スルー) 王国は 17 世紀に台頭し、ボルネオ島でのブルネイに対する内乱 (1662-74 年) が起きた際にその制圧を支援したことから、ボルネオ北東部がスルー (スルー) のスルタンに割譲された [山本 2006: 39]。

9) 1877 年に駐香港オーストリア領事の G. オフェルベグ (G. Overbeck) とイギリス人アルフレッド・デント (Alfred Dent) がブルネイのスルタンから、ボルネオ島北部の領有権を取得し、1878 年には、スルー (スルー) ・スルタンからボルネオ島北部の領有権を取得した。1881 年には北ボルネオ特許会社が設立され、1881~1940 年まで、そして 1946~63 年までの間、イギリスが統治を行ってきた [山本 2006: 40]。



図2 W村の変遷図

いう。

W村の上流と下流に位置する村との慣習的な取り決めにより、W村の人びとが生業で利用可能な範囲は、上流はD川まで、下流はTB川までと定められており、その範囲で焼畑移動耕作などの生業に従事し暮らしてきた。村人は1920～40年頃までM川の周辺に住んでいたが、感染症の流行から、D川付近に移った。その後、A川付近に移ったがA川の周辺はあまり豊かな土地ではなかったため、L川周辺に移動した。

1943年に日本軍がサバ（当時は北ボルネオ）に侵攻し、キナバタンガンも占領下に置かれた。W村付近での直接的な戦闘はなかったものの、W村からは2人が徴兵された。村人は食料を徴発されたり、軍関係者が上流に行く際に使う船のこぎ手として徴用されたという。日本軍による占領期には、W村の人びとはL川の奥に潜み、戦争の終結を待った。当時は物流が滞り、塩はW村の近くにあるタガイ（tagai）と呼ばれる塩場で入手したという。第二次世界大戦後、村人はキナバタンガン川沿いに戻り、1968年にW川の西側に小学校が設置されてからは、現在の場所へ定着が進んだ（図2）。

3. W村の世帯状況

調査時のW村の世帯数は38で、326人¹⁰⁾が暮らしていた。W村の人びとはロングハウスではなく世帯ごとに一戸建ての家屋に暮らしていたが、新婚夫婦が両親と同居する例や、親族が同居する例もあった。世帯数は減少傾向にあり、51世帯あった1999年に比べて、13世帯がW村から転出していた。

10) 2007年10月現在の筆者の世帯調査による。

表 1 W 村住民の出身地別の年齢構成

年齢	W 村		キナバタンガン郡		サンダカン郡		その他の郡		国外		計
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
70～	3	4		1		1		1			10
65～69	1	1	1	1							4
60～64	1	1					1				3
55～59	2	3									5
50～54	5	1						1			7
45～49	4	4			1						9
40～44	9	7	1	2			1			1	21
35～39	16	10	3	1							30
30～34	7	13	1		1						22
25～29	12	18	1	1							32
20～24	17	13			1				1		32
15～19	11	26									37
10～14	28	17				1					46
5～9	18	18			2	1					39
0～4	12	13	1	1	1	1					29
計	146	149	8	7	6	4	2	2	1	1	326

出所：筆者の世帯調査から作成

調査時において、村外出身者は、男性 14 人、女性 17 人で村の全人口の一割弱であった（表 1）。他村出身の男性 14 人中 50 歳以上の男性は 5 人で、彼らは伐採労働者として近くの伐採キャンプへ来て、W 村の女性と結婚し、W 村に定着していた。またこの 5 人以外に、小学校の教員として W 村に赴任した O 氏（43 歳）やアブラヤシ園での就労目的でインドネシア・スラウェシから移入してきた M 氏（41 歳）がいた。村外出身の女性は 17 人で、そのうち 13 人が W 村の男性との結婚により移入していた。以上から、W 村の人びとは、W 村出身者の占める割合が高く、商業伐採を機に移入したり、結婚して定着した人は一割弱にすぎないことが分かった。

III W 村住民の生業変遷

本章は 1950 年以降に始まる大規模な商業伐採による住民への影響を明らかにするために、村人が従事してきた生業の変遷について聞き取り、分析したものである。聞き取りは W 村の 38 世帯のうち、世帯主が高齢で調査の難しかった世帯を除いた 32 世帯の世帯主（男性 31 人、女性 1 人）を対象に行った。質問項目は、世帯主が過去どのような生業活動に従事したのか、従事場所、仕事内容、現金収入など個人史に関わるものである。図 3 は、32 人を生年の順にならべ、アルファベットで識別し、複数の生業に従事している場合は、主な生業のみを記入し、

内藤：マレーシア・サバ州における森林管理の変遷と地域住民の生業変容

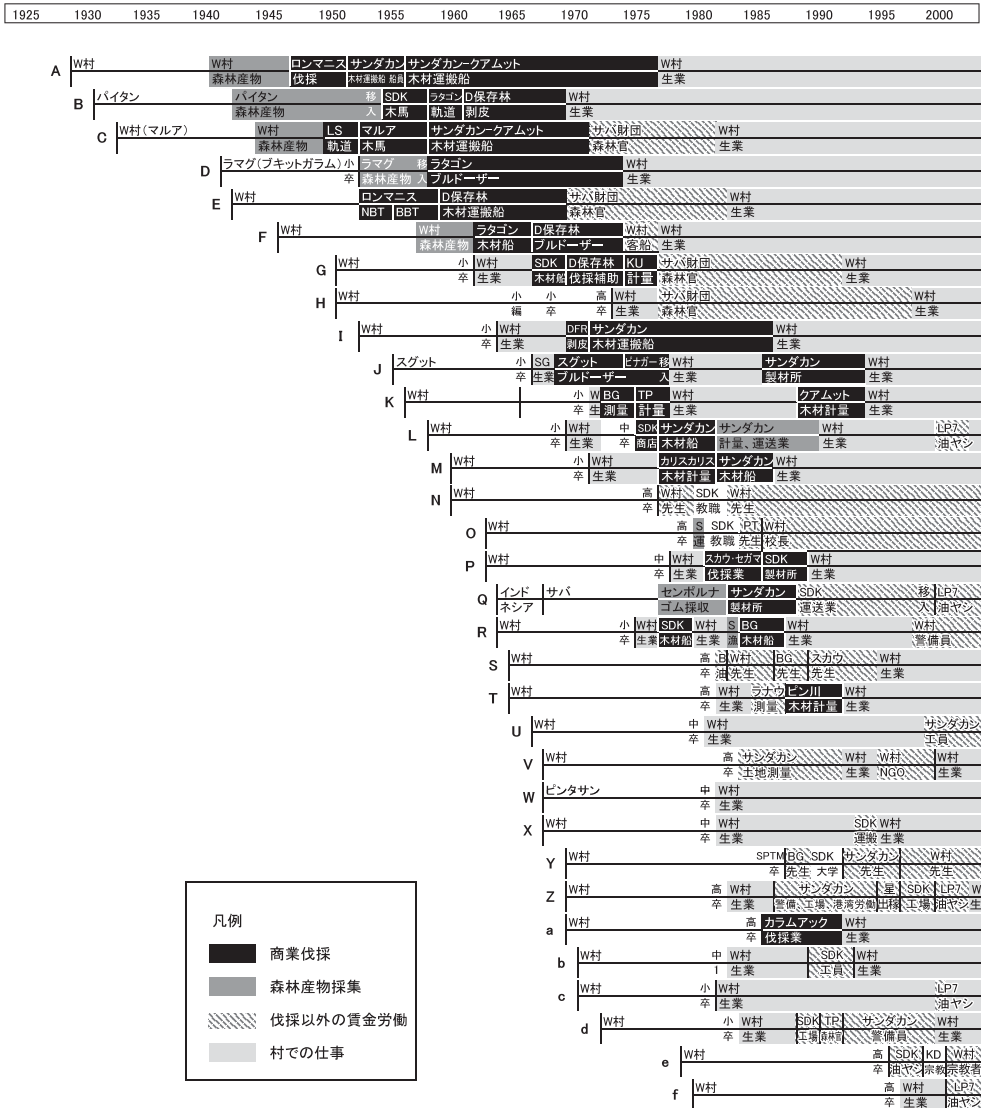


図3 村人の生業変遷図

- 注：1) 最終学歴は「小学校卒業：小卒」「高校卒業：高卒」「STPM:S」と省略している。「移入」とあるのは他地域からの移入を示す。
- 2) 地名は以下のように省略している。
シンガポール (星), ブキットガラム (BG, B), D 保存林 (DFR), クダット (KD), クアムット (KU), 村の近くアブラヤシ園 (LP7), ロンマニス (LS), パイタン (PT), サンダカン (SDK, S), スグット (SG), トウルピッド (TP), W 村 (W)
- 3) 仕事については以下のように省略している。
アブラヤシ (油, アブラヤシ), 運送 (運), 建設労働 (建設), 生 (生業), 宗教 (宗教学校), 土地測量 (測量), 木材運搬船 (木材船), 木材計量 (計量), 漁師 (漁), the British Borneo Timber (BBT), the North Borneo Timber (NBT)

作図したものである。¹¹⁾

以下、W村の人の生業構造を、大きく3期に区分し、その時々々の社会経済的な状況に対応して、村人がいかにその生業を変遷させてきたのかをみていく。第1期は、1920年頃～1940年代までを森林産物採集期とし、第2期は、キナバタンガン川流域で商業伐採が始まり、住民が伐採労働者に従事するようになった1950年代～1980年代までを商業伐採期とし、第3期はD保存林での伐採コンセッションが終了し、林業局による直接管理がはじまった1990年代以降をポスト商業伐採期とした。

1. 森林産物採集期（1920～40年代）

キナバタンガン川流域は、古くから沈香、象牙、サイチョウの嘴やツバメの巣などの非木材森林産物の産地として有名であった。1940年代までW村の人の生業は、焼畑、狩猟、漁撈そして森林産物採集、特に樹脂（ダマール）やラタンの採集などに従事していた。焼畑は主に川沿いの土地で行われ、数世帯ごとに共同で焼畑を拓いた。そして米の収量が落ちると、村全体で新たな焼畑地を求めて移動した。家屋も竹やヤシなどの簡素な材で造られていたものが多かった。

またW村の多くの人が、現金収入源としてダマール、ラタンなどの森林産物採集に従事しており（A, C, E, Fの各氏）、焼畑の農閑期に、3カ月に1回ほど、主にキナバタンガン川沿いの支流、特にD川、M川、L川、TB川との分岐点とその流域付近で採集活動が行われた（図2）。小舟に乗り、これらの川を遡上し2週間～1カ月ほど、フタバガキ科の樹木からダマールを採集するというものであった。採集したダマールは、M川河口付近の華人仲買人などに売却した。ダマールにはスラヤ、テンカワンなど数種類あり、採集木には、所有者が分かるように印がつけられ、相続の対象にもなっていた。他方、村人はロタン・サガ（*Calamus caesius*）などの籐も採集していた。これら森林産物の採集は、D川からTB川に挟まれた領域で行われた（図4-A）。

2. 商業伐採期（1950年代～80年代）

(1) W村の下流での商業伐採の始まり

キナバタンガン川流域において大規模な伐採が始まったのは1950年代であった。キナバタンガン川周辺が、比較的平坦であったこと、また当時の木材搬出に川が使われたことから、その下流域において伐採が始められた。

11) 関は生業パターン変遷図と呼び、村での生業構造の変遷を捕える上で有効だとしている [関 2005: 104-105]

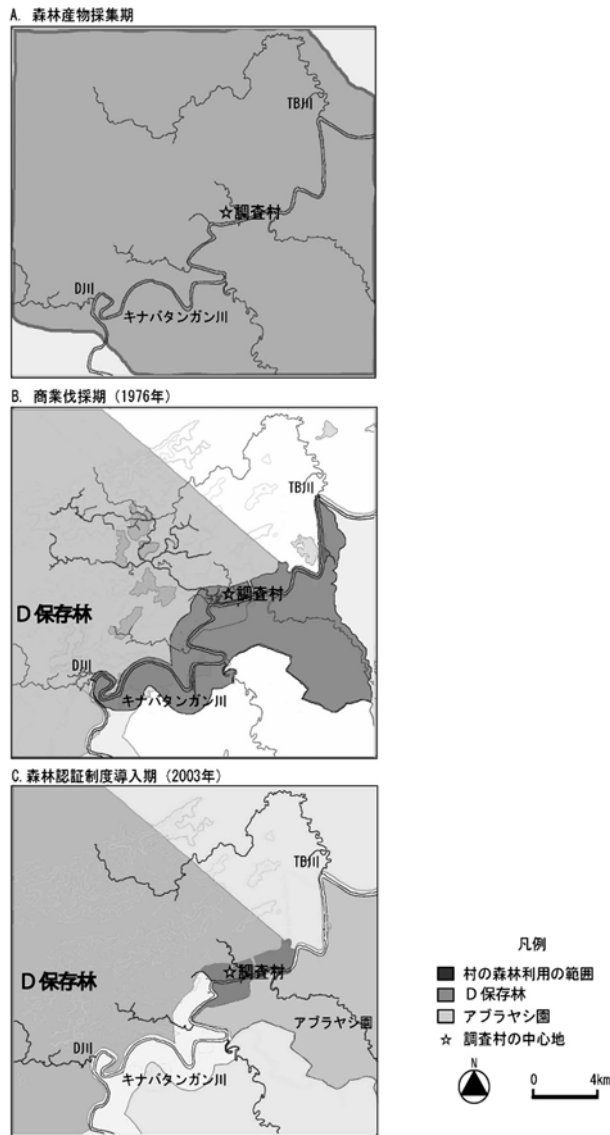


図4 W村の慣習的な利用範囲の変遷
出所：サバ地図局地形図と筆者の調査。

1950年代に入り、英領ボルネオ木材会社 (The British Borneo Timber Company) が下流域のスグリウッド・ロカン (Seguliuud-Lokan) 地域において森林伐採権を取得し、操業を開始した。この英領ボルネオ木材会社はサバで植民地期から長く伐採権を独占してきた会社であった。

村の下流のスグリウッド・ロカン地域で伐採が始まったことはすぐにW村にも伝わり、独身男性の多くが、就労機会を求めてW村から下流の伐採キャンプへ出稼ぎに行くようになった。

た (A, C, E の各氏)。伐採には鋸や斧を使い、木材の搬出には木馬 (kuda kuda : 伐採木を運搬する大きなソリ) や軌道が利用された。村人は、鋸や斧による伐採、伐採木搬出、剥皮、丸太結束、軌道敷設、木材計測¹²⁾などの労働に従事した。伐採労働者には華人が多く、先住民の労働者は少数であったという。

現在 74 歳になる B 氏は、1947 年から英領ボルネオ木材会社で、木馬引きの仕事に就いていた。1 つの木馬を 8 人 1 組になって引き、1 日 3~5 本の伐採木を運んだ。運搬した材に応じて報酬が支払われ、頭割りで分配された。

(2) W 村での商業伐採の開始

1956 年にユナイテッド木材 (United Timbers) 社が年間伐採ライセンスを取得したことにより、W 村周辺での大規模な商業伐採がはじまった。その後ユナイテッド木材社は、D 保存林¹³⁾において 1976 年まで長期伐採権を取得し、伐採を行った。W 村に隣接して伐採キャンプを開いたのは、ユナイテッド木材の系列会社であるテックヘンロン (Teck Heng Loong) 社で、村人の多くが伐採労働に従事するようになった。また同じ系列会社のライホッキム兄弟 (Lai Foh Kim Brothers) 社は、D 川周辺において伐採キャンプを開いていた。

当初、村の下流で仕事をしていた人びとも、伐採キャンプが W 村の近くに開かれると、村へ戻ってきた。村外から移入した伐採労働者には、W 村の女性と結婚して、村に定着した人もいた (B, D の各氏)。

これらのキャンプでは木馬、軌道集材による伐採が行われていたが、次第に伐採機械が導入されるようになった。通常ブルドーザーを使った伐採木の搬出の際には、運転手と補助労働者との 2 人 1 組で作業が行われた。運転手はブルドーザーで、搬出道を作り、伐採木を牽引し、木場までの運搬作業を行った。補助労働者はブルドーザーに付随するワイヤーの先にあるフックを伐採木に引っかける作業などを行った。村周辺の伐採では、1965 年頃から、チェーンソーやブルドーザーの利用が開始され、村人もそれらの仕事に従事するようになった。当時 D, F, G, J 氏らがブルドーザーの運転手として働いていた。D 氏は 1970~76 年まで働いていた。また F 氏はテックヘンロン社で、ブルドーザーで伐採道を作る仕事を行っていた。日当 15 リンギに加えて、出来高払いで、月 1,000 リンギ¹⁴⁾を超えることもあったが、危険の多い仕事であった。F 氏は 1977 年にブルドーザー作業中に事故に遭い、右腕を失った。すぐに病院に運ばれ、一命を取り留めたという。その後は、村からプキット・ガラムまで舟で荷物を運ぶ

12) 伐採木の長さを測り、伐採木の材積を計算する仕事。

13) 林業局が、W 村の北部約 5 万ヘクタールを D 保存林 (商業用保存林) として指定したのは 1961 年になってからであった。

14) 通貨の表記に関しては、1 リンギ (Ringgit Malaysia) と表記した。

仕事などをしていたが、伐採キャンプの閉鎖とともに、その仕事も畳み、調査当時は息子からの仕送りで暮らしていた。

W村では、伐採キャンプでの伐採労働者の他に、木材運搬船で働く村人も多くいた（A, C, F, G, I, L, M, Rの各氏）。彼らの仕事は伐採木を伐採キャンプからサンダカンの貯木場まで運搬することであった。オラン・スンガイの河川は川の微細な地形に詳しく、操船に長けていたこともあり、W村でもこの仕事に従事していた人が多かった。伐採キャンプからサンダカンまでは1往復1~2週間かかり、水位や伐採木の量にも影響されるが、月に1~3回ほど木材を運んでいた。I氏は1974~80年まで運搬船の船長として、W村にあったテッヘンロン社の伐採キャンプからサンダカンの貯木場まで木材を運んでいた。I氏の運転していた船は120馬力のエンジンを搭載し、通常は1隻に、船長、機関士（エンジニア）、船員の3人が乗船していた。I氏が働いていた当時、基本月給は、それぞれ330リング、220リング、180リングであった。基本給に加えて、運んだ木材の量に応じてコミッションが付き、浮木（フローター）は1本につき2リング、沈木（シンカー）は1本につき4リング、その中間の木は3リングとなっていた。コミッションだけでも1回の運搬で700~1,000リングは稼いでいたという。

1950年代からW村の近くで始まった商業伐採によって、ダマール採集木が伐採されたこともあり、村人は伐採労働者、木材運搬船の船員として働くようになった。また多くの村人が魚や野菜などを伐採キャンプの労働者に売り収入を得ていた。これらの収入は、家屋の建設、船外機や家具、家電の購入や子供の教育費などにあてられ、村の生活も大きく変容していった。

(3) W村での伐採キャンプの縮小

1980年代に入り、ユナイテッド木材社の撤退した後は、スラナム（Seranum）社など5社¹⁵⁾に短期の伐採権が与えられた [Sabah Forest Department 1979]。しかし1990年代にはこれらの伐採会社はキナバタンガン川上流域へ移り、W村に隣接していた伐採キャンプも閉鎖されたため、伐採労働による村人の現金収入獲得機会は減少した。また伐採キャンプに暮らす伐採労働者に魚や野菜を販売することもできなくなった。

こうした状況の変化に直面し、高齢者の多くは、伐採キャンプの閉鎖にあわせて伐採労働をやめW村での生業活動に従事することを選択した（A, B, Dの各氏）。一方で、若者のなかにはキナバタンガン川上流域の他の伐採キャンプで引き続き伐採労働者として働く人（K, M, Tの各氏）、運搬船の仕事を続ける人もいた（I, M, L, Rの各氏）。

15) 5社とは、他にライホッキム兄弟（Lai Foh Kim Brothers）社、ユーロブラマジジュラジュ（Elopura Maju Laju）社、ジャヤ・ブラハーン（Jaya Persahaan）社、ムンポヤン（Mempoyan）社。

またサバ財団¹⁶⁾ (Yayasan Sabah) に職員として採用され、保存林の境界付近での違法伐採の監視をする仕事に就いた人もいた (C, E, G, H の各氏)。H 氏は、1980 年から財団の職員として、キナバタンガン上流域のタンコン (Tangkong)、カラムアック (Karamuak)、サバ南東部の都市ラハツ・ダトゥ (Lahat Datu) で勤務し、退職後 W 村に戻ってきていた。退職時の給与は基本給が月 1,140 リンギであり、高給取りであった。G 氏も M 保存林で 1980~96 年までの 16 年間にわたり、サバ財団の職員として勤務した経験をもっていた。

3. ポスト商業伐採期 (1990 年代以降)

(1) 森林認証制度の導入¹⁷⁾

サバ林業局は、1989 年から D 保存林においてドイツ技術協力公社 (German Agency for Technical Co-operation: GTZ) と持続的な森林管理に関するプロジェクトを開始した。林業局は、当時伐採ライセンスが付与されていなかった D 保存林を選定した。二次林である D 保存林が選ばれたのは、GTZ がプロジェクトの実施に際して、原生林の伐採を対象とする援助を禁じていたためであった [Mannan *et al.* 2002]。

低インパクト伐採の導入がプロジェクトの主な目的であったが、D 保存林の周辺に位置する 2 村において短期の社会経済調査も実施された。ただし調査報告書では、D 保存林における森林伐採は W 村の人びとの生業にはほとんど影響を与えないとされ [Sabah Forestry Department 1991]、その後も地域社会を対象とする施策は実施されなかった。また認証取得の過程でも、W 村の人びとの慣習的な森林の利用について、詳細な調査は行われることはなかった。

サバ林業局は 1997 年に D 保存林で森林管理協議会 (FSC) による森林管理認証を取得した。その際、審査員によって村人に対し聞き取りも行われたが、認証の本審査では、村人は D 保存林に依存しておらず、森林施業による影響はないと判断されていた。当時 W 村の人びとは、村の近くで伐採を行う際に、村との事前協議と緩衝域の設置、そして村人への仕事の提供を求めている [SGS 1997]。D 保存林の管理事務所は、村から 30 キロメートル以上離れた場所にあり、村の近くでは伐採も行われておらず、住民を対象としたプロジェクトもなかったため、当初は村人には直接的な影響はなかったという。

ところが、1999 年 3 月に実施された維持審査¹⁸⁾の際に、D 保存林の南西部において違法伐

16) 1966 年に設立された州首相直轄の半官半民の組織で、広い伐採コンセッションを持ち、森林伐採に関与してきた。

17) 森林認証制度の導入における認証基準の適用過程については内藤 [2010b] で詳述している。

18) 本審査や維持審査 (surveillance) の際、審査員は森林管理者が FSC 原則と規準 [FSC ジャパン 2014] に違反している場合、「是正処置要求 (Corrective Action Requests: 以下、CAR)」を指摘する。CAR は「重大な是正処置要求 (Major CAR)」と「軽微な是正処置要求 (Minor CAR)」の 2 つに分けられる。Major CAR が指摘された場合、一定期間内に対処しないと認証が取り消されることもある。Minor CAR の場合は、一定期間内に対処しないと Major CAR になる。

採があったことが発覚し、審査機関である SGS (Société Générale de Surveillance)¹⁹⁾ はサバ林業局に抜本的な取り締まりを求めた。森林認証を取り消されかねない事態であったため、サバ林業局はこの問題を解消するため様々な対策を取った。まず違法伐採の取締りのために、D 保存林への違法な侵入の監視、D 保存林の境界確定、境界監視の記録などを 1999 年 4 月から実施した。またキナバタンガン川沿いに 2 つの監視所を設置し、常駐職員を配置し、違法伐採通報のための衛星電話などの通信手段も導入した。

森林認証制度の導入が、村人の生活に目に見える形で影響を及ぼし始めたのは、この時期からであった。サバ林業局による D 保存林での違法伐採の取り締まりにより、境界管理が厳格になった結果、村人の森林利用も制限されるようになった。D 保存林内における村人の狩猟や焼畑が禁止され、ラタンの採集もサバ林業局からの許可取得を求められた。そのため村人が慣習的に行ってきた森林産物採集や狩猟も厳しく取り締まられるようになった。その後、林業局が境界画定作業を行った際に、村人が植えていたラタンが伐採されてしまった。村長はラタンが伐採されたことに憤慨し、林業局や郡役所に差し止めを求めるなどの対立も起きていた。

加えて、D 保存林の林班²⁰⁾が村を分断するように位置していることが明らかとなり、その林班の利用を巡る問題も起きていた。この林班では、認証取得以前は慣習的に焼畑や森林産物採集などが行われていた。しかし、林業局による境界管理が厳しくなった後、村人の利用が規制された。保存林の境界が村を分断し、村人の家のすぐ裏まで迫っており、畑を拓いたり、家の拡張ができないなど切実な問題となっていた。村人は、この林班を含む領域をこれまで通り利用し続けたいと主張しており、保存林の法的権利を主張する林業局との間で平行線をたどっていた。

(2) 現在の W 村での生業

現在 W 村の人びとは、森林産物採集、陸稲耕作、野菜の栽培、漁撈など多岐にわたる生業に携わっていた (図 3 で 26 人)。また小学校の屋根修理、船着き場建設、道路の舗装などの公共事業が年に数回あり、重要な現金収入機会となっていた。ダマール採集は、産出木が伐採されてしまったこと、需要が少なく価格も安いことから現在は行われていなかった。ラタン採集は、現在でも現金収入源の 1 つとなっていたが、林業局から採集許可の取得が求められるようになり、採集が難しくなっていた。またアブラヤシ園の拡大にともなって、村周辺のラタンの資源量も減少してきていた。陸稲耕作は W 村の代表的な生業であったが、2006 年度は 2 世

19) SGS は、スイスに本部を持つ監査、審査、試験などを実施する認証機関で、1994 年から FSC に認定されている森林認証の審査・評価プログラムである SGS QUALIFOR を実施している。

20) Forest compartment の日本語訳。林班ごとに伐採計画が立てられる。

帯が作付けしたのみであった。村人は、陸稲を植えなかった要因として、気候の不安定さ（年の始めに6年ぶりの洪水があった）や、家族に病人がいることなどをあげていた。またこれまで焼畑を行ってきた地域の一部がD保存林内に位置するとして焼畑が取り締まられるようになった。調査時には多くの世帯がW村の雑貨屋、ブキット・ガラムやサンダカンの商店で米を購入していた。野菜、根菜類²¹⁾は、家屋の周りの小さな自家菜園で栽培されており、自給用に作られるとともに、余剰分は村内や近くのアブラヤシ園労働者の住居やブキット・ガラムで販売されることもあった。漁撈は、D川からTB川の領域で、自給用、販売用に行われていた。漁法は刺し網、投網、釣り竿を使ったものなど様々であった。販売用に魚を捕っても市場となる町が遠いため、安定した現金収入とはならなかった。森林認証取得後、D川からTB川の領域であってもD保存林内の川での漁撈が取り締まれ、また伐採やアブラヤシ園からの川への土砂流出によって、魚も減ってきているという。

2004年にW村の南側にTH社のアブラヤシ園が開園されてから、村から搾油工場までのアクセスがよくなり、W村でもアブラヤシを植える世帯が現れ始めた。苗は自分で買ったり、アブラヤシ園から実生を取ってきていた。しかし、ゾウやイノシシなどによる獣害や洪水によって苗木が枯死する頻度も高かったため、アブラヤシの導入をためらっている世帯も多く、W村ではまだ安定的な収入源とはなっていなかった。そのほかの生業として、村人の多くがくず鉄探しに従事していた。伐採キャンプ跡地に埋もれているブルドーザーの廃棄部品などを探して掘り起こし、村出身の仲買人に販売していた。くず鉄探しは2004年以降盛んになり、W村の仲買人は1キロあたり0.25リングで買い取っていた。仲買人は車でサンダカンまで運び0.75リングでくず鉄工場に販売していた。くず鉄採集による採集者の収入は、月300~400リングほどであった。くず鉄採集は重労働で、従事するB氏はもし他に仕事があれば、したくないといていた。

W村で、定期的な収入を得ていたのは、小学校の教員（N、O氏）と警備員（R氏）、村長、村落開発委員会（JKKK）委員長、宗教指導者、アブラヤシ園労働者であった。2004年からW村の南側でアブラヤシ園が開園されたことから、アブラヤシ園での仕事に就く人もいた。しかしアブラヤシ園での仕事は日給8.6リングと低賃金で仕事はきつく、開園当初は十数人が働いていたが、調査時には3人に減っていた。1990年代以降、キナバタンガン川下流域に位置する郡の役所などのあるブキット・ガラムやサンダカンへ出稼ぎ、転出する村人が増えた。サンダカンに出て、製材所での労働（J、Q、Zの各氏）、その他工場での労働、運送業、警備員の仕事に就いていた。また学歴の高い人は、土地測量士、教員などにも就いてい

21) 調査時には、キャッサバ、サユール・マニス、ナス、カボチャ、サツマイモ、トウモロコシ、オクラ、ササゲなどが植えられていた。

た。W村では、生活に十分な収入が得られる仕事は少なく、伐採労働に代わる生業の模索が続いていた。

IV 森林利用範囲の変遷

本章では、III章で示したW村の生業に関する3つの時期区分に従って、同村の森林利用範囲の変遷を検討した。分析には、土地局発行の1978年、2003年の地形図、2002年のLandsatETM衛星写真画像、サバ林業局資料や、村人からの聞き取り資料を用いた。

1. 森林産物採集期

W村の人々が慣習的に森林産物を採集してきた領域は、前述の通り上流はD川まで、下流はTB川までの範囲であった。内陸部の利用については特に決められた境界はなく、広く利用されてきた。W村の人びとは川沿いの自然堤防を居住地、焼畑地として利用し、内陸部では、狩猟採集を行っていた。

W村では植栽される作物によって異なる土地の保有形態があった。陸稲や野菜など短期で収穫できる作物の場合、土地の慣習的な保有者がいないか、保有者の許可があれば、利用が可能であった。一方、果樹など収穫までに長い時間がかかる長期栽培作物を植えるときには、当該地の慣習的な保有に関する合意が村内で得られてはじめて、長期的な作物の植栽が可能となった。通常は森を拓き、焼畑耕作を行い、その後にはラタンや果樹など長期栽培作物を植え、境界付近には目印となる果樹などを植えた。これらの土地を慣習的保有の認められた土地(tanah)、タナ・アダット(tanah adat)と呼んでいた。タナ・アダットは代々受け継がれてきた土地に多く、かつての焼畑耕作跡地または居住地など、手入れ、管理を続けている土地で慣習的に利用が認められた土地であるが、法的な登記がされていないことも多い。

2. 商業伐採期

前述のとおり商業伐採が始まり、政府によって保存林の制定が進み、1961年にW村周辺の森林もD保存林として囲い込まれた。一般的に保存林が制定される際には、その候補地が官報などに公示される。対象地域の土地を先住民が慣習的に利用している場合、一定期間内にその慣習的な利用を報告し、請求すれば認められるはずなのだが、実際に慣習権が認められることは少ない。公示を村人が知らず、申請自体がなされないことも多い。そして一旦保存林が制定されると、慣習権は消失してしまう[都築1999b: 239-280]。近年、保存林内でも慣習権が認められた事例もあるが、先住民が保存林の制定で失った慣習権を回復するためには長期の法廷闘争を強いられることが通例である。

先住民の慣習的な土地保有 (customary tenure) は 1930 年土地条例²²⁾において規定されている [都築 1999c: 61-69]。この土地条例下では、3 年間継続して居住、耕作していた土地、自分が植えた果樹などに慣習権が認められると規定されている。しかし多くの NGO や研究者が、土地条例では焼畑休閑地の慣習権が認められないなど、先住慣習権が十分認められていない点を指摘している [Doolittle 2005]。

W 村の人びとは、かつて D 保存林を含む広い範囲において森林産物採集を行ってきた (図 4-A)。しかし D 保存林が 1961 年に制定された際に、住民が慣習的に利用していた土地の多くが、D 保存林として囲い込まれた。そして商業伐採が開始され、それまで利用してきた D 保存林内のダマール採集木や果樹も伐採された上に、村人による保存林の利用範囲も大幅に制限された。慣習権が認められなかったことに加えて、村人が保存林内に土地を得られなかった理由に、オラン・スンガイの人びとの生業形態も大きく影響していると考えられる。彼らは川沿いを移動し、焼畑を行ってきたが、村の奥手に位置する森林では、焼畑は行わず、主に狩猟や森林産物採集を行っていたため、W 村の人びとが慣習的に利用してきた土地は、法的には認知されず、実際には十分保障されてこなかった。その後、サバがマレーシア連邦に加入後の、1963 年に土地局の役人が W 村に土地所有に関する調査を実施し、村人の土地登記²³⁾が進められ、正式に登記された土地には先住民権原証 (native title)²⁴⁾ が与えられた。しかし村人の現金収入が限られており、登記費用が工面できなかったこと、また土地登記の重要性が十分認識されていなかったことから、家の周り 2~3 エーカー程の土地のみを登記し、休閑地、果樹園などについては登記できなかった村人が大多数を占めていた。また土地局の測量士は W 村の住民の土地をすべて測量する前に途中で帰ってしまったという。そのためタナ・アダットとして W 村で認識され、実際に現在も継続的に利用されていた土地であっても、法的には登記されていないことも多くあった。その後 1980 年代になって、州有地の一部に対し、当時の村長が土地局に先住民権原証を申請し、1 世帯 5 エーカー、60 世帯に 300 エーカーが認められた。しかし全世界帯に先住民権原証が与えられたわけではなく、当時の W 村の村長と対立していた世帯は先住民権原証を得ることができなかった。

3. ポスト商業伐採期

以上のように、村人の慣習的な利用と合法的土地所有権との乖離が認められた。しかしサバ林業局が直轄管理を始める 1989 年までは、村人はラタンなどの採集や焼畑などを行うことが

22) The Land Ordinance of 1930 [1930 年法令第 9 号土地条例]。

23) 詳しくは都築 [1999c]。

24) 先住民権原証 (native title) は、先住民 (native) を対象とした土地所有権のこと。所有の期限は、永久である [都築 1999b: 274]。

でき、緩やかな境界の管理がなされていた。ところがD保存林において森林認証導入後、特に1999年に違法伐採が発覚して以降、審査機関であるSGS社はサバ林業局に違法伐採の抜本的な取り締まりを求めた。サバ林業局は認証を維持するため、D保存林の境界付近の除草をし、赤いペンキで境界付近の樹木に印をつけるなど、厳しい境界管理を導入した。これによって村人はD保存林の境界がW村を分断していたことを認識することになった。それまではD保存林の境界管理は緩く、実際には保存林内でも狩猟採集や焼畑が行われていた。しかし、違法伐採防止のための厳格な境界管理が実施された結果、D保存林内での焼畑は取り締まられ、ラタンの採集には許可が求められるようになり、村人の生業活動がより厳密に制限されるようになった。

加えて2004年以来、W村の南側にある村人が慣習的に利用していた森林が伐採され、TH社のアブラヤシ園が造成された。その結果、村人の利用できる範囲はさらに縮小した(図4-C)。アブラヤシ園での労働賃金は低く、伐採労働の代替とはなりえなかった。そのため、TH社のアブラヤシ園で働く村人は少なく、アブラヤシ園の労働者はインドネシア人がほとんどを占めていた。

V お わ り に

本稿では、マレーシア・サバ州における急激な森林景観の変化に、地域住民がどのように対応してきたのかについて、彼らの生業変容また土地利用変遷の分析から検討してきた。

キナバタンガン川流域での大規模商業伐採の開始にともない、村人の生業は森林産物採集から伐採労働へと大きく転換した。その後商業伐採の収束によって、伐採労働も減少していった。一方、サバ林業局は森林資源の減少に際し、稀少化してきた森林資源の管理を強化した。とくに森林認証取得後は、境界管理を強化するなど森林の厳格な管理を行ったため、焼畑耕作、森林資源の利用や狩猟採集など村人の生業は制限されることとなった。サバ州における森林認証制度の導入は、結果的にサバ林業局による森林資源の厳格な管理の施行につながっていた。

W村では、伐採労働に代わる現金収入を求め、出稼ぎまたは村外で働く人が増えつつあった。また土地の重要性が高まり、残された未登記の土地をめぐる争いも激しくなっていた。一部の村人はゴムやアブラヤシの植栽を始めていたが、個人が保有する土地は狭く、十分な収入源とはなっていなかった。W村の人びとが慣習的に利用してきた土地が保存林として囲い込まれてしまっていたことが、困窮する住民を生み出す潜在的な要因として寄与していたといえる。

東南アジアの熱帯林地域において、森林に隣接して暮らしてきた住民は、伐採関連労働から生活に必要な現金収入を得てきた場合が多いためポスト商業伐採期において、政府による森林

資源の管理強化は住民との間に森林資源の利用をめぐる新たな対立を引き起こす原因ともなり得る。今後、地域住民に土地や森林資源へのアクセスを保障することは、彼らの生活維持のためにも一層重要となってくるだろう。

謝 辞

本稿の内容は、松下国際財団アジアスカラシップ、総合地球環境学研究所 (D-01, D-04)、地球環境研究総合推進費 (F-071, E-1101)、科学研究費補助金 (基盤 S, 特別研究員奨励費, 研究スタート支援, 若手 B)、外務省 CGAIR 拠出金による研究成果の一部である。調査に協力頂いた W 村, サバ林業局, NGO の方々に感謝の意を表したい。本稿の執筆にあたっては田中耕司教授, 阿部健一教授, 河野泰之教授, 市川昌広教授, 石川登教授, Christine Padoch 教授, Anna Tsing 教授, 竹田晋也准教授, 柳澤雅之准教授, 生方史数准教授をはじめとする教員や研究員の方々に丁寧なご指導を頂いた。また査読者にも多くの貴重なコメントを頂いた。ここに記して深謝したい。

参 考 文 献

日本語文献

- FSC ジャパン. 2014. 「FSC の原則と規準」. <http://jp.fsc.org/2140721063123922252228310.70.htm> (最終アクセス: 2014 年 4 月).
- 市川昌広; 生方史数; 内藤大輔 (編). 2010. 『熱帯アジアの人々と森林管理制度 —— 現場からのガバナンス論』京都: 人文書院.
- 梶原 晃. 2000. 「FSC 森林認証制度」『国民経済雑誌』181(2): 73-89.
- 梶原 晃; 淡田和宏. 2004. 「FSC 森林認証制度の技術的分析」『経済経営研究年報』50: 179-242.
- 金沢謙太郎. 2012. 『熱帯雨林のポリティカル・エコロジー —— 先住民・資源・グローバリゼーション』京都: 昭和堂.
- 内藤大輔. 2010a. 「マレーシアにおける森林認証制度の導入過程と地域住民」『熱帯アジアの人々と森林管理制度 —— 現場からのガバナンス論』市川昌広; 生方史数; 内藤大輔 (編), 151-167 ページ所収. 京都: 人文書院.
- . 2010b. 「FSC 森林認証制度の運用における先住民への影響 —— マレーシア・サバ州 FSC 認証林の審査結果の分析から」『林業経済研究』56(2): 13-22.
- 佐藤 仁. 2002. 『稀少資源のポリティクス —— タイ農村にみる開発と環境のはざま』東京: 東京大学出版会.
- 関 良基. 2001. 「フィリピン政府の森林管理戦略と地域住民の生存戦略 —— 北部シエラマドレ山脈における森林フロンティア村落の事例から」『アジア経済』42(4): 39-68.
- . 2005. 『複雑適応系における熱帯林の再生 —— 違法伐採から持続可能な林業へ』東京: 御茶の水書房.
- 立花 敏. 2000. 「東南アジアの木材産出地域における森林開発と木材輸出規制政策」『地域政策研究』3(1): 49-71.
- . 2003. 「木材産業の地域経済への貢献」『アジアにおける森林消失と保全』井上 真 (編); IGES (監修), 202-218 ページ所収. 東京: 中央法規出版.
- 都築一子. 1999a. 「北ボルネオ勅許会社統治時代の林業史 (1881~1946 年) —— マレーシア・サバ州における商業伐採と森林保全の起源と法制化過程」『林業経済』52(12): 27-36.
- . 1999b. 「マレーシア・サバ州における開発政策と熱帯林減少の関係 —— 第二次大戦後からの商業伐採・農地転換による熱帯林減少のメカニズム」『現代社会文化研究』14 (3 月): 239-280.
- . 1999c. 「マレーシア・サバ州における植民地時代の土地制度 —— 北ボルネオ会社統治下に制定された土地法と現行土地法との関連」『国際協力研究』15(1): 61-69.

山本博之. 2006. 『脱植民地化とナショナリズム —— 英領北ボルネオにおける民族形成』東京：東京大学出版会.

英語文献

- Brosius 1999. Green Dots, Pink Hearts: Displacing Politics from the Malaysian Rain Forest. *American Anthropologist*, New Series 101(1): 36-57.
- Doolittle, A. 2005. Property and Politics in Sabah, Malaysia: Native Struggles over Land Rights. Seattle: University of Washington Press.
- Hong, E. 1987. Natives of Sarawak: Survival in Borneo's Vanishing Forests. Tokyo: Orion Press.
- Malaysia, Department of Statistics. 2010 *Population Distribution by Local Authority Areas and Mukims, 2010*. Putrajaya: Department of Statistics.
- Mannan, S.; Awang, Y.; Radin, A.; Abai, A.; and Lagan, P. 2002. The Sabah Forestry Department Experience from Deramakot Forest Reserve: Five Years of Practical Experience in Certified Sustainable Forest Management. Paper presented at the Seminar on "Practising Sustainable Forest Management Lessons Learned and Future Challenges," August 20-22, 2002 at Shangri-La Tanjung Aru Resort Kota Kinabalu Sabah.
- Nussbaum, R. 2000. Forest Certification: Verifying "Sustainable Forest Management." Paper presented for the workshop on "Streamlining Local-Level Information for Sustainable Forest Management," August 28-29, 2000 at University of British Columbia, Canada.
- Sabah Forest Department. 1979. *Annual Report of the Forest Department for the Year 1979*.
- Sabah Forestry Department. 1991. *The Social and Economic Conditions of Two "Deramakot Forest Reserve" Fringed Villages*.
- . 2005. *Forest Management Plan 2 Deramakot Forest Reserve FMU19, Sandakan*.
- SGS. 1997. *Forest Management Certification Report 1997*. UK: SGS.

(2014年4月15日 掲載決定)